

## 4月

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出  
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月17日までに関係の市町村長に要届出
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告  
申告期限…5月1日(道府県及び市町村)
- 軽自動車税の納付  
(1) 賦課期日…4月1日  
(2) 納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付  
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…4月10日
- 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…5月1日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…5月1日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…5月1日
- 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…5月1日
- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税、地方消費税)  
申告期限…5月1日
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…5月1日
- 固定資産課税台帳の縦覧期間  
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間  
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

## 5月

- 特別農業所得者の承認申請  
申請期限…5月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知  
(1) 通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知  
(2) 通知期限…5月31日
- 自動車税の納付  
(1) 賦課期日…4月1日  
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 鉱区税の納付  
(1) 賦課期日…4月1日  
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…5月10日
- 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…5月31日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…5月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…5月31日
- 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…5月31日
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…5月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は

## 6月

- 2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…5月31日
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付  
納期限…5月31日
- 所得税の予定納税額の通知  
通知期限…6月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)  
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合には6月中)において市町村の条例で定める日
- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(28年12月～29年5月分)の納付  
納期限…6月12日
- 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…6月30日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…6月30日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日

## 目次

税務カレンダー	1
平成29年度事業計画	2
平成29年度税制改正のあらまし《速報版》抜粋	3
税務説明会日程	4
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	5
経営のヒント	
部下の欲求不満と望まれる管理者・リーダー像	8
ケネディが尊敬した上杉鷹山公の筆跡に『賢君の姿勢』を学ぶ	9
最近の話題から	
80歳雇用時代の高齢者対策には管理職の役割が重要	11
社長も財務部長もいない会社	12
部会だより	13
地区会だより・新会員・部会員紹介	14

会員企業紹介	15
企業の税務コンプライアンス向上のために	17
健康情報	
『「聴くこと」で始まるほどよい人間関係』	18
税理士会コーナー	
税理士会高崎支部による確定申告期の税務支援事業について	19
経営寸話【税理士 山本享靖】	20
税務署コーナー	
消費税の軽減税率制度に関するQ&A	21
振替納税を利用されている方へ	23
群馬県からのお知らせ	24
平成29年度高崎法人会会員証について	25
表紙説明	26

# 平成29年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：平成29年5月25日(木)  
午後4時～  
場所：高崎ビューホテル  
(高崎市柳川町70)

議案：①平成28年度収支決算承認の件  
②任期満了による役員改選の件  
報告事項：・平成28年度事業報告  
・平成29年度事業計画及び収支予算

## 平成29年度事業計画

自平成29年4月1日～  
至平成30年3月31日

### 基本的指針

よき経営者を目指すもの  
の団体として企業の積極的な  
自己啓発を支援し納税意識  
の向上と企業経営及び社会  
の健全な発展に貢献します。

### 方針

基本的指針を基に、会員  
企業の声を反映し、より一層  
の「公益性の拡大」・「統一性  
の確立」・「透明性の確保」を  
目指し、企業と地域社会の  
ため事業活動を行う。

### 事業計画

#### 公益事業

##### (1) 税務支援事業

- ① 税務研修・普及事業
  - (イ) 改正税法普及説明会
  - (ロ) 決算税務説明会
- (ハ) 新設法人税務説明会
- (ニ) 青年部会税制セミナー
- (ホ) 女性部会研修会
- (ヘ) 最新の税務情報の提供
- ② 税制提言事業
  - (イ) 全国大会への参加
  - (ロ) 平成30年度税制改正に

#### 関する提言

- (ハ) 地元選出の国会議員や  
地方自治体等に対する  
要望活動

##### (3) 租税教育事業

- (イ) 小学生を対象とした租  
税教室の開催
- (ロ) 小学生を対象とした税  
に関する絵はがきコン  
クールの実施

- (ハ) 租税教育推進協議会主  
催の研修会への参加

##### (4) 税の広報・啓蒙事業

- (イ) e-Tax・e-LTA  
Xの周知広報活動及び  
普及拡大活動の実施
- (ロ) 広報紙「法人だより」の  
発行と配布

- (ハ) 税を考える週間(11月  
11日～17日)街頭広報  
活動の実施

- (ニ) 税に関する「ふれあい  
写真コンテスト」の開  
催

##### (2) 経営支援事業

- ① 経営支援研修会の開催
- ② セミナーDVDレンタル  
サービスの実施
- ③ インターネットセミナー

#### の実施

- ④ ホームページでの経営支  
援情報の提供

##### (3) 地域社会貢献事業

- ① 社会福祉協議会へのタオ  
ル寄贈
- ② 税を考える週間協賛事業  
として公開講演会の開催
- ③ 上期及び下期公開研修会  
の開催

- ④ 地域社会への貢献活動

- ⑤ 地域イベントでの租税の  
啓蒙活動、または協賛

- ⑥ 地域の清掃活動

- ⑦ 小学校への教育資料の寄贈

#### 共益事業

##### (1) 会員支援事業

- ① 研修会・交流会等の開催
  - (イ) 異業種交流会の実施
  - (ロ) 会員相互の交流を目的  
とする研修会
- (ハ) 高崎法人会・税理士会  
親善ゴルフ大会の開催
- (ニ) ボウリング大会の開催
- (ホ) 視察研修会等の開催
- ② 優良経営担当者表彰式
- ③ ネットバンキング会員割

#### 引サービス・法人会融資

- ④ 厚生制度推進
  - (イ) 法人会福利厚生制度の  
普及と推進
  - (ロ) 中小企業向け貸倒保証  
制度の推進
  - (ハ) 生活習慣病健診の実施

##### (2) 会員増強事業

会員数5,000社台並  
びに会員加入率50%台達成  
を目標に、会をあげて会員  
募集を推進する。そのため、  
地区会毎に年間の会員増強  
目標数を定めて、地域の実  
情に即した募集活動を実施  
する。会員増強月間である  
9月～12月の4カ月間は、  
特に重点的に会員増強運動  
を実施する。

なお、マイナンバー制度  
導入に伴い、全国法人会総  
連合が提供する新設法人の  
情報を基に会員増強が図れ  
るように、組織委員長と地  
区会長・支部長・役員及び  
生損保3社による会員増強  
体制を整える。

平成29年度版

法人会 速報版

# 税制改正のあらまし



法人会キャラクターけんた

この記事は、平成28年12月22日に閣議決定された平成29年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

## 【1】法人税関係

### （1）中小企業経営強化税制の創設と中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等の生産性向上につながる設備投資を支援するため、取得等をした機械装置等が「生産性向上設備」や「収益力強化設備」に該当する場合に適用できる中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、器具備品と建物附属設備を対象設備に追加した中小企業経営強化税制が新たに創設されます。同税制の適用には、中小企業等経営強化法の認定が必要となります。

また、機械装置等の対象設備を取得等をした場合に適用できる中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。ただし、器具備品は、中小企業投資促進税制の対象設備から除外されます。

### （2）中小企業者等に係る法人税の軽減税率の延長

中小企業者等（所得金額が年間800万円以下）の法人税率19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

### （3）中小企業向け租税特別措置の停止措置

大企業並みの多額の所得を得ながら中小法人課税の対象となつている企業が存在することを踏まえ、過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度について、中小企業向けの租税特別措置の適用が停止されます。

### （4）研究開発税制等の見直し

あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、試験研究費の定義を見直し、収集したデータを分析・活用する新たなサービス開発に係る試験研究費が支援対象に追加されます。例えば、気象情報を分析した自然災害予測の通知サービス、個人の健康データを分析し健康維持サポート情報の配信などが考えられています。

また、「総額型」の税額控除率が見直され、試験研究費の増減率に応じて税額控除率を6〜14%の範囲で変動する仕組みとされます。

このほか、上乗せ措置については、「試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）を廃止した上で、「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除

（高水準型）」の適用期限が、2年間延長されます。

### （5）所得拡大促進税制の見直し

企業の賃上げに対するインセンティブを強化するため、所得拡大促進税制の税額控除が拡充されます。同税制は、基準事業年度（平成24年度）の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定割合以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度です。

見直しでは、企業が前年度比で2%以上賃上げをした場合、現行の10%税額控除に加え、前年度からの増加額については、大企業は2%上乗せした12%税額控除、中小企業は12%上乗せした22%税額控除が適用できます。

### （6）定期同額給与の範囲の見直し

役員給与について、法令等の改正により期中の税や社会保険料に変更があった場合、手取り額が増減が生じないよう支給額を変更すると定期同額給与として認められませんが、定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定

期給与が加えられます。

この範囲の見直しにより、期中に税や社会保険料に変動があった際、源泉徴収等の後の金額、いわゆる手取り額を変えずに役員給与を支給する場合でも定期同額給与として認められます。

## 【2】所得税関係

### （1）配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働き方が様々な面で多様化しているなか、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するために、配偶者控除・配偶者特別控除が見直されます。

配偶者控除では、納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円から控除額を段階的に減らし、合計所得金額1000万円を適用上限額とする仕組みとされます。また、配偶者特別控除の要件となる配偶者の合計所得金額の適用範囲が現行の38万円超76万円未満から38万円超123万円以下に見直されます。

### （2）医療費控除・セルフメディケーション税制の添付書類の見直し

医療費控除又は医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用に

において、確定申告書の提出の際に必要な、現行の「医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書又は医薬品購入費の領収書又は医薬品購入費の領収書の明細書又は医薬品購入費の明細書の添付」に見直されます。

これにより、確定申告において領収書の添付等は不要となり、明細書の添付のみで医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できます。ただし、確定申告期限等から5年間、税務署から医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合は、領収書の提示又は提出をしなければなりません。

**【3】相続・贈与税関係**

(1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(2) 災害や取引先の倒産等の影響による雇用要件等の緩和措置  
 (3) 贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度が併用可能に  
 (4) 雇用要件の計算方法の見直し  
 (5) 認定相続承継会社の要件の見直し

**【2】相続税等の財産評価の適正化**

取引相場のない株式の評

価について、上場会社のグローバル連結経営の進展や、株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直されます。

**【3】相続税の物納財産の順位と範囲の見直し**

相続税の物納財産に充てることができる財産の順位と範囲が見直されます。現行、第2順位とされている「株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等」について、国債・地方債・不動産・船舶と同じ第1順位とされます。

また、「投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等」について、新たに物納財産の範囲に加え、これらについても第1順位とされます。

**【4】地方税**

(1) 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例の拡充

平成28年度税制改正で創設された中小企業者等が取得する生産性向上設備に係る

固定資産税の特例が拡充されます。

対象設備に、これまでの機械装置に加え、地域と業種を限定した上で、一定の測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備が追加されます。機械装置については、引き続き全国の企業種が適用対象となります。

**【2】居住用超高層建築物に係る課税の見直し**

居住用超高層建築物の固定資産税については、実際の取引価格は高層階になるほど高くなる傾向にあるにもかかわらず、床面積が同じであれば高層階でも低層階でも税額は同額となっています。このため、実際の取引価格を踏まえた按分方法に見直し、一棟全体での固定資産税の額の合計は変わらない仕組みとされます。

高さが60メートルを超える建築物について、特定の計算式で税額を求めます。また、区分所有者全員による申出があった場合には、申し出た割合により、建築物に係る固定資産税額を按分することも可能とします。

平成29年度上期

「税務説明会」日程表

※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。

決算税務説明会

- 4/18(火) 14:00~16:00(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター
- 4/26(水) 14:00~16:00(群馬ブロック) 高崎市市民活動センター・ソシアス
- 5/11(木) 14:00~16:00(榛名・倉渕) 榛名商工会館
- 5/15(月) 14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター
- 5/19(金) 14:00~16:00(安中・松井田) 安中市文化センター
- 7/28(金) 14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター
- 9/20(水) 14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター

新設法人税務説明会

- 4/12(水) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター
- 8/10(木) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター

改正税法普及説明会

- 5/12(金) 新町地区会総会と同時開催(新町)
- 5/16(火) 吉井地区会総会と同時開催(吉井)
- 6/ 1(木) 14:00~15:30(群馬ブロック) 吉岡町文化センター
- 6/ 8(木) 14:00~15:30(高崎) ビエント高崎
- 6/13(火) 14:00~15:30(榛名・倉渕) 榛名商工会館
- 6/14(水) 14:00~15:30(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター
- 6/15(木) 14:00~15:30(高崎) 高崎市産業創造館
- 6/22(木) 14:00~15:30(高崎) 高崎市総合福祉センター
- 6/23(金) 14:00~15:30(安中・松井田) 安中市文化センター

※高崎ブロック・高崎・新町・吉井地区会  
 渋川ブロック・渋川・伊香保・子持・北橘・赤城地区会  
 群馬ブロック・群馬・箕郷・吉岡・榛東地区会

管内  
税務  
協同  
連絡  
協議  
会  
高崎  
税務  
連絡  
協議  
会

# ふれあい写真コンテスト

(一社)高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数315点(一部100点、一部215点)の中から各部17点、合計34点の作品が入賞しました。その内上位14作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かされているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は3月12日(日)にピエント高崎6階において開催し、全入賞作品は確定申告期間中(2月15日～3月15日)確定申告相談会場のピエント高崎にて展示しました。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。  
※入選の作品は当会ホームページにて掲載予定です。



特選

(高崎間税会 会長賞)  
『駅伝を支える白バイ』  
高橋 洋二 (高崎市)



特選

(納税貯蓄組合連合会 会長賞)  
『除雪車活躍』  
若山 昭子 (高崎市)



特選

(高崎小売酒販組合 理事長賞)  
『登山者無事救出』  
小森 友子 (高崎市)



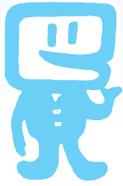
準特選

『国際合気道大会開催の高崎アリーナ』  
小 曳 玲子 (高崎市)

## 第一部 テーマ ■ 「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」に関すること



準特選

『火事だ!!消火だ!!』  
関 沼 藤 江 (高崎市)



準特選

『救助訓練』  
高 橋 友 良 (高崎市)



第二部

「ふれあい」または  
「社会貢献」に関すること



特選

(高崎法人会 会長賞)  
『ゴールは近い!』  
工 藤 晃 (安中市)



特選

(青色申告会連合会 会長賞)  
『毎日、ごころさまです。』  
甘 田 街 子 (高崎市)



特選

(群馬県酒造組合 高崎支部長賞)  
『楽しいかくれんぼ』  
千 葉 直 江 (邑楽町)



**準特選** 『仲間と楽しむ』  
角田 侃 男 (昭和村)



**準特選** 『メルヘン』  
永井 清 道 (前橋市)



**準特選** 『可愛く撮ってネ』  
和田 久 子 (高崎市)

**第二部** ■ 「ふれあい」または  
**テーマ** 「社会貢献」に関すること

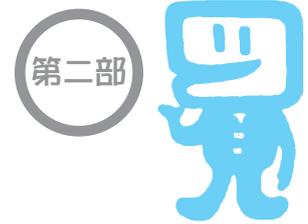
税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関する  
ことをテーマに作品をご応募頂きました。

主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、  
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、  
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、高崎行政県税事務所、  
渋川行政県税事務所、上毛新聞社

協賛：群馬県写真材料商組合高崎・西毛支部、株式会社フジカラープロフォトセンター



**安心できると、  
新しい未来が見えてくる。**

**企業保障約36万社**

※平成27年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5  
TEL 027-223-5260



# 部下の欲求不満と

## 望まれる 管理者 リーダー 像



経営コンサルタント 石嶺智明

依然、厳しい経営環境にあって、業績向上と生産性向上が最重要命題といえます。そのためには、社員のモチベーションを高めていくことが何より重要であり、部下を率いる管理者の果たすべき役割と責任はますます重きを増しています。

部下というとな下の若い社員をイメージしがちですが、近年は、定年延長・再雇用で年上の高齢者を部下に持つ時代だけに、管理者はしっかりと部下社員へのマネジメント能力を発揮していかなければ、業績向上どころか、職場風土さえも悪くしかねません。

本稿では、部下が抱く欲求不満はどこにあり、望まれる管理者・リーダー像を探ります。

部下が欲求不満になる原因を列挙してみます。意外に、欲求不満を生み出している原因は管理者である上司との関わり合いの中に、その多くがあるように思えてくるかもしれません。

- 指示が細かすぎる、押し付ける、忙しいのに次々と指示する。相談なしに決めてしまう。
- 情報を与えない、コミュニケーションが悪い、上からの情報を止めてしまう。
- 頭ごなしに叱る、ネチネチと叱る、事実を確認せずに叱る。
- 提案や意見への返事をしなかったり、否定し採用しない、質問に答えない、レスポンスが遅い。
- 実績や能力を認めない、努力しているのに認めない、労いや感謝の言葉がない。
- 部下が苦しんでいるのに相談に乗らない、聞いておいて忘れる。
- 親身な指導に欠ける、部

下の成長に無関心、能力向上の機会を与えない。仕事にしか関心がない、成績が全てと断定する、部下の人柄や人的側面に関心がない。

● 部下本人のいない所で悪口を言う、部下の名前を呼ばない、すぐ昔話をする。

いくつか当てはまる点があったでしょうか。欠点は誰にでもあるものですが、改めることもできるのが人間でもあります。

上述の指摘も踏まえ、望まれる、魅力的な管理者・リーダーになれる要点をまとめてみます。

まずは、前向きに姿勢を持つ事です。仕事にもプライベートにも積極的に取り組み、将来どうありたいかの

ビジョンを語るだけの前向きな姿勢が欠かせません。管理者・リーダーの前向きに取組みと情熱は部下を駆り立て、部下自身も努力を怠らない自分になろうとするものです。

そして、仕事ができることとです。テキパキと人の2倍以上もの仕事をこなし、業績につながる仕事をしている人には尊敬の目を向けます。

そのテキパキとした仕事をこなす上では、仕事のやり方を創意工夫して取り組んできた事でもあり、部下が仕事上での悩みにも説得力を持ったアドバイスができ、尊敬を集めることは言うまでもありません。

目標や進め方の方向性を示すことができるのも欠かせないものです。

しかも、現状を分析し、どう会社があるべきなのか、そのために社員がどこに集中して取り組んでいくべきかといった指針を示すことができることは、部下の信

頼を厚くするものであり、部下の仕事への取組みが一段と成果を上げるものへと変えていくことができるのです。そして、方向性を示せたら、部下に権限を委譲し、任せることです。任せられた部下は意欲を持って取り組みます。

もし、任せた仕事が出来なく行っていないようであれば、部下の声に耳を傾け、適切なアドバイスをしてあげること、さらに責任感と意欲が増すだけでなく、見守られているとの心の安寧を与えます。

そして、できた仕事に対して、誉めることも部下を大きく成長させます。叱ることも大事なことです。叱る叱るばかりでは部下のやる気も失せてしまい、昨今言われる「3年以内離職」にもなりかねません。

何よりも、働くことを通じて、自身が達すべき人生の目的は何かを意識していくことで、輝ける管理者・リーダーになれるのです。

ケネディが尊敬した

# 上杉鷹山公の筆跡に賢君の姿勢を学ぶ

筆跡診断士・筆跡鑑定人  
芳田 マサヒロ

ジョン・F・ケネディ大統領が初来日した折、尊敬する日本人として上杉鷹山の名を挙げたという、有名なエピソードがあります。

当時、その質問を投げかけた当の日本人記者団の方が鷹山を知らず、泡食ったそうです。

下記の双幅の掛け軸は、霜の降りる明け方まで機が織られ、秋風の中で皆が励んでいるという、米沢織の発展を詠ったものです。

転折部（「月」「石」「甲」など右上の本来角ばる部分）は、全て丸まっています。

転折丸型は、自由な発想の象徴。

地場産業を中心に機織の技術を導入、青芋を織物として製品化、備蓄糧の蔵を

建造、鯉を飼育し動物性タンパク質の摂取を啓蒙するなど、慣習や固定観念に捉われない、型破りな改革を次から次へと推進した鷹山の資質を表す筆跡特徴であります。

さらに、藩士・農民など身分を問わず、藩校で学問を提供。100年先を見据え藩再興の礎を築いた、鷹山の優れた先見の明を表す画期的な改革であり、筆跡全体の均整のとれた、絶妙なバランス感覚と相通するものがあります。

また、「織」「機」「糸」（シ・いと）「夜」「鱗」「風」などの文字には、奥行き感が感じられます。

この深奥行型は、人としてのスケールの大きさや人

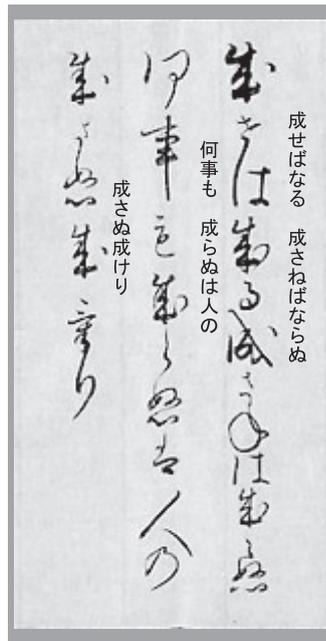
格的な奥行きを深さを表します。鷹山の大物ぶりを鏡写しにしたような特徴といえます。

滔々と流れる川のような連綿線（線と線が繋がる部分）も、目を惹きます。

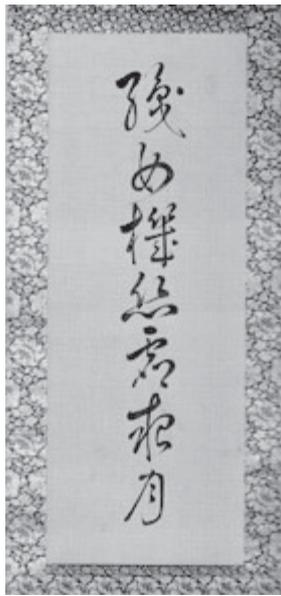
連綿は、豊かな情感を表します。

ある日、稲束刈り入れ中の夕立に困っていた農夫を、通りすがりの武士二人が手伝うことに。

そのお礼に餅を携え、農夫が屋敷を訪ねると、通された先に待っていた鷹山が農夫の勤勉さを称え、褒美を授けるもてなしをしたそ

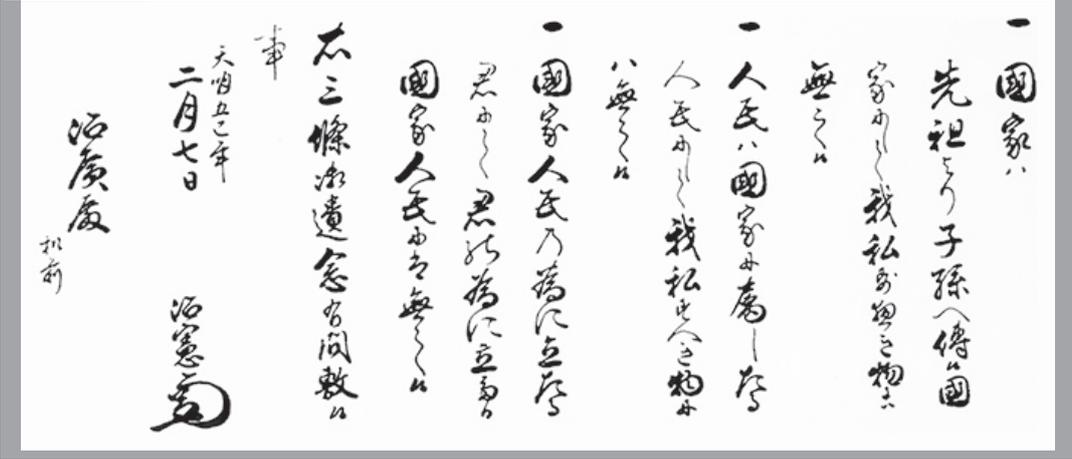


織女機絲霜夜月



石鯨鱗甲動秋風

## 伝国の辞



うそうです。

どこまでも、民に寄り添う情を注ぐ人間・上杉鷹山の人となりが偲ばれます。

また、線と線の接点が開く接筆開型が表す思いやりの深さは、脳や発育に障害のあった妻 幸姫（よしひめ）にも向けられました。

藩主として激務に追われるなか、妻を邪険にすることなく、折り鶴や布人形で遊びの相手をし、30の若さで亡くなるまで、誠心誠意尽くし抜いたそうです。

「強固な信念と  
意志が筆跡に」

鷹山の筆跡は、筆の打ち込み部分（起筆）に、力強さが感じられます。

太い起筆には、自らの信念に従って、事に臨む強い意志が窺えます。

藩主就任前の藩政は、莫大な借財で逼迫。

前藩主が藩領を返上し、領民救済を公儀に委ねるこ

とを検討するほど、破綻寸前にあった藩の全権を委ねられた鷹山は、次々と改革を断行。

江戸仕切料の大幅減額や奥女中を減らすなど徹底的に支出を削減、また勤儉節約の奨励で贅を戒め、自らも粥をすすって範を示しました。

そんななか、藩の重臣が結束して、改革の中止と鷹山の側近罷免を強訴する、七家騒動が勃発。

鷹山は、首謀者に切腹を、その他の者には所領減封や無期幽閉といった厳しい断罪を下しました。

「国家人民のために立たる君にて、君のために立たる国家人民にはこれなく候」という、伝国の辞に込めた主権在民の思想観に立脚し、民に害成す輩をこらしめた厳たる姿勢は、起筆の力強い打ち込みが示している通りです。

ただし、首謀者の息子を後に重用、閉門の刑を科した者を後に赦免するなど恩

情を示したあたり、鷹山の罪を憎んで人を憎まぬ人間性の一端が窺えます。

伝国の辞では他に、「先祖」の「祖」、「治憲」の「治」、「人民」の「人」などに惜しめない世話焼きタイプの横広型、「国家」の「国」、「右、三条」下の「間」に将来の安定繁栄を予感させる弘法型、末尾

「治憲」の花押に大器の相である大弧型も見受けられます。

鷹山は、窮状にあえぐ領民の実態を知るため自ら視察に回るなど、常に実践の人でありました。

また、借財まみれの財政を立て直し、末代に渡る盤石な経済基盤を築いた鷹山に、弘法と大弧が見られることは、妙に納得させられます。

「成せば成る」の「事」の下部長突出、「成」の頭部長突出など、グンと突き出した線のある文字も散見されます。

平素は、つとめて控えめ

な縁の下の力持ちに徹しつつ、時に強権を振るった峻烈な生き様が、「成せば成る」思いと相まって、大きな突出線を生んだのではないかと考えられます。

さて、鷹山には、学問を授かった細井平州という師がいました。

鷹山が、米沢藩主に就いた時、「勇なるかな勇なるかな、勇にあらざして何をもって行わんや」との言葉を与えます。大切なのは、勇気である。そのためには、覚悟が必要である、と。

また、「學思行相須つ」、「学」学び、「思」考え、「行」実行する、この3つ

が揃って、初めて学んだことになる、と。

まず、自ら手本を示せ、すぐれた人材を育てよ、と諭します。

鷹山は生涯、師の教えを忠実に実践、藩の再興を成し遂げました。平州なくして、鷹山の改革なしとも言われていました。

見事に復興なった米沢の

地で、平洲と鷹山は32年ぶりの再会を果たしました。

人目をばからず、感涙にむせぶ師弟の間に、もはや言葉は無用でした。

ところで、「成せば成る 成さねば成らぬ 何事も」という鷹山の名言、どこかで聞いたことがあると調べたら、意外なところから見つかりました。

「成せば成る 成さねば成らぬ 何事も」これがロボット ロボ根性くロボコンロボット 世界一く」

まさか、昔のこども番組「がんばれ!!! ロボコン」に、上杉鷹山が引用されているとは思ってもやらず、さすが石ノ森章太郎の原作ものと、感心させられました。

上杉鷹山ほど、欠点のない賢君を私は他に知りませんが、それが筆跡にも見事に表現されていました。

偉大は偉大を知る…鷹山を知っていたケネディもまた、偉大な人物だったということの逆証明になるかも知れません。

# 80歳雇用時代の高齢者対策には 管理職の役割が重要

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

## ◎高齢者の職場確保には個別的、柔軟な対応が大事

わが国の超高齢社会は、いまや人生100年時代なのだそうだ。そうなると80歳まで元気に働こうということになるかも。事実、厚生労働省の調査では、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は74%にのぼっており、70歳以上まで働ける企業も21%となっている。こうした状況になつてくると、高齢者対策もそれほどの特異性はなくなってくるが、しかし、だからこそ高齢者の職場確保に向けて、多様なニーズについての個別的、柔軟な対応が求められてくるわけで、職場の管

理職者の役割は一層重要なものとなる。

## ◎管理職者が気づきをサポートする

高齡社員には2つの問題がある。一つは、高齡者が自分の問題に気づいていないという点である。自分ばかりと仕事をこなして成果をあげていると思つている。その原因は、管理職から見て仕事ぶりに不満があつても、高齡者は指導しにくいということにある。結果、高齡者は自分の仕事ぶりで期待に込んでいると思ひ込んでしまう。こんな思い込みがあれば、意に沿わない仕事や、安い賃金などに納得できないのは当然

である。そこで、管理職者の評価によって本人に気づきを与えてやるのが重要となる。

自分の気づきは、能力開発などの場で行うが、高齡者の場合、その時間的余裕がない。そこで管理職者は、高齡者が継続雇用された場合の仕事の期待レベルを描きながら、個別の評価を行う。それを生活設計研修などの場で提示し、本人の自己評価とのギャップから自分の問題点に気づいてもらう。大事なことは、本人の継続雇用がより良きものになるように助言する姿勢で評価することだ。

## ◎個別カウンセリングの重要性

高齡社員のもう一つの問題は、継続雇用の理由を生活費のためと考えていることが強いことである。調査では、65歳以上の高齡者では半数が生活費のためと回

答している。しかし、仕事をする意義がお金のためだけでなく、生きがいの源であることを知ることが重要だ。それを支援するのが個別カウンセリングである。カウンセリングといっても難しいテクニックは必要ない。相手の立場に立つてよく話を聴くということに尽きる。高齡期の仕事についての職務内容や賃金、生活設計など話し合うなかで不満や悩みを聴く。そして、高齡期の仕事をどう考えていくのかを組み立てなおす。この個別カウンセリングは、その職場の目標達成を任されている管理職者が実施するのがふさわしい。希望者全員活用計画における継続雇用の採算性は、高齡者と一緒になつて悩む支援する姿勢が、共感と理解を得てはじめて達成される。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 前橋支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

# 社長も財務部長もない会社

ジャーナリスト 大津 彬裕

東京都の築地市場の豊洲移転に伴って、汚染土壌対策のための建物の地下の盛り土が消え、地下空洞に変わった不思議、東京五輪開催費が当初予定の4倍以上に膨らんだ謎——都政の抱える大問題がこれほど一度にクローズアップされたのは、これまで例を見ない。

小池百合子新知事の登場で、都政改革本部の特別顧問になった上山信一・慶応大学教授が東京都について述べたのが、「社長も財務部長もない会社のようなものですよ」だった。都は16万人の職員を持つ。会社で言えば、「超大企業」。そのガバナンス(企

業統治)の実態が、伏魔殿のような状況だったことが、次々に明らかになってきている。

## 都市ガス工場の跡地

紙面が限られているので、盛り土問題にしぼる。問題は、移転先の豊洲の敷地が、東京ガスの都市ガスの工場の跡地だったことか

ら始まる。ガスの製造過程でヒ素を使い、発がん性物質のベンゼンやシアン化合物が出るため、一部が土壌に残った。汚染対策完了を前提に都は東京ガスから購入した。

08年7月、安全対策として、専門家会議が敷地全体に4.5m盛り土するよう提言した。提言に基づき都は09年2月、盛り土を決定、当時の石原慎太郎知事が決裁した。

小池知事の命を受けた第二次調査報告では、建物の下には盛り土をせず、地下空間を設けることを了承したのは、新市場整備部が11年8月に開いた「部課長会」だったとしている。

これに対し、当時の新市場整備部長(退職)は、「部課長会は意思決定の場ではなかった。決定も指示もしていない」という反論書を都に提出している。報告書

では、この部長と現副知事の中西充氏(当時の市場長)ら8人を盛り土変更の責任者としている。

土壌汚染対策法改正で、汚染のモニタリング(継続監視)が必要になれば、地下空間は「必要不可欠」という認識があったようだ。(読売)

一方、盛り土に決裁した石原元知事は、当初は聞き取り調査に協力の態度を見せていたものの、書面回答に切り替えた。他のマスコミに対しても「専門的な問題には判断能力がなく、担当職員に任せていた」「盛り土をしない設計になっている」という報告は受けていない。「思い出せない、記憶にない」を繰り返している。都は盛り土がなくなった後も、都議会や外部に「盛り土している」と事実と異なる説明を続けた。「縦割り」行政の極みである。



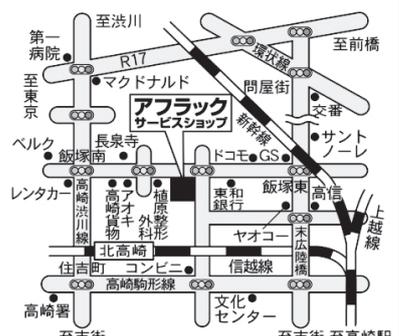
アフラックサービスショップ

**募集代理店**  
**(有)井田総合ビジネス**

アフラック い〜な  
**0120-0269-17**

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2  
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455  
http://www.idasogo.co.jp  
●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)





## 女性部会

・税に関する絵はがきコンクール  
 審査会・表彰式  
 ・落語家 林家つる子さんを招き研修会

### 審査会・表彰式

二月二十二日「第8回税に関する絵はがきコンクール」の審査会を開催いたしました。

本年度より入賞の区分を変更し、最優秀賞・管内市町村長賞・青年部会長賞を新設。優秀賞の件数も増やし、合計21名の表彰者となりました。

租税教室の開催や会員の皆様の協力により、知名度も作品のレベルも向上し、入賞者を選ぶのに審査員一同うれしい悲鳴でした。

三月十二日は、入賞した児童、保護者も多数参加し盛大な表彰式となりました。

参加校数70校

応募総数3185枚

### 研修会

三月一日グランドパティオ高崎にて、講師に高崎市出身の若手女流落語家 林家つる子さんをお迎えし「落語家になる夢を追って」と題した講演を開催いたしました。



古い因習の残る男性社会での修業、林家一門でのお弟子生活の経験や学びをお話しいただきました。講演の最後は落語の披露で、会場は笑いに包まれました。続く昼食会は、つる子さんを囲み会員相互の和やかな交流となりました。真打ちを目指し努力するつる子さんは若い女性ですが、古い因習の残る世界に勇気をもって飛び込み成長しています。私たちも挑戦や勇気を忘れず、これから続く若い人達を応援していかなくてはと、心から思いました。

## 青年部会

租税教室と  
 下期研修会の開催

### 租税教室の開催

11月〜2月にかけて、高崎税務署管内の小学校六年生33校・約1890名の児童に、部会員のべ142名が講師やアシスタントとして教壇に立ち、租税教室を開催いたしました。

「租税教室の授業を受けて、子供たちは楽しく税に対する知識を深めることができました。」などの感想を頂き、子供たちの素直さや学ぶ姿勢に、こちらも真剣に取り組まなければと改めて感じました。



### 下期研修会



青年部会（関口朋克部会長）は、3月10日（金）、高崎ビューホテルにて、衆議院議員、福田達夫氏をお招きし、「これからの地域の進むべき道」と題して下期研修会を開催いたしました。

また、研修会後の租税教室慰労会を兼ねた交流会では、各支部での租税教室の特徴等も話題に上がり、来年度に向けて意見交換などがされました。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に  
 幅広く対応した  
**がん保険。**

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引当保険会社〉 **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社  
 〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



アフラックは  
 がん保険  
 契約件数 **No.1**  
平成25年度(インシュアランス生命保険統計)

— 法人会 —

新 **生きるための  
 がん保険** Days

— 法人会 —

新 **生きるための  
 がん保険** Days

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF 法推 - 2015 - 0036 - 1512019 7月8日

渋川

金井東裏遺跡

渋川市の中心街から北西約3kmに位置する金井東裏遺跡は、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団によって、平成24年9月から発掘調査が行われてきました。

遺跡は、古墳時代（6世紀代）、二度にわたり起こった榛名山の噴火の噴出物により埋まったもので、災害をもたらした榛名山二ツ岳は、遺跡の南西方向8kmほどのごく近い距離にあります。

国内初の発見となった「甲を着た古墳人の成人男性」は、国道353号金井バイパス（上信自動車道）建設



金井東裏遺跡の遠景（北東から）



“甲を着た古墳人”発見時の様子

に関連して、同年11月突如として姿を現しました。頭を西に向け、うつ伏せの状態で倒れており、更にその付近から、乳児、成人女性、幼児も発見されました。竪穴住居や、鏡、勾玉、鉄製品など、1万点近くの遺物が集積された祭祀遺構も相次いで出土したことで、古墳人の暮らした風景が鮮明に見えてきました。

現在、発掘調査は終了し、道路建設により立ち入りはできなくなりましたが、出土品などは、市内北橋町の同事業団内で見ることができます。

新会員・部会員紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
子持	渋川	高崎	高崎	
① ファミリーマート子持上白井 ② 小菅 源一 ③ 渋川市上白井 ④ 賃貸業	① 山添運輸株 ② 山田 次郎 ③ 渋川市半田 ④ 運送業	① トータルフードプロ株 ② 亀井 淳 ③ 高崎市連雀町 ④ 飲食業	① 株愛幸 ② 塩田 忠則 ③ 高崎市倉賀野町 ④ サービス業	
青年－榛東	安中	高崎	高崎	
① ㈱清水モータース ② 清水 茂樹 ③ 北群馬郡榛東村広馬場 ④ 自動車整備・販売業	① ㈱けぷな ② 萩原 一博 ③ 安中市原市 ④ 調剤薬局	① ㈱内外 ② 小澤 淳 ③ 高崎市上豊岡町 ④ 自動車部品製造業	① カンサン流通株 ② 堀口 吉彦 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 運送業	
	群馬	高崎	高崎	
	① 菅土建株 ② 菅 幸正 ③ 高崎市井出町 ④ 建設業	① バストサービスエンジニアリング株 ② 川口 昌啓 ③ 高崎市南大類町 ④ 車両部品・汎用エンジン販売・修理	① ギアボックス株 ② 川口 昌啓 ③ 高崎市問屋町西 ④ 車両部品販売、取付、修理	
	群馬	高崎	高崎	
	① ㈱福島電設 ② 福島 昭二 ③ 高崎市井出町 ④ 電気通信工事業	① ㈱L i n k s ② 新井 栄一 ③ 高崎市小八木町 ④ 自動車販売業	① ㈱G T P ② 内山 利弘 ③ 高崎市貝沢町 ④ 建設業	
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		高崎	高崎	
		① ㈱R o o m ' s ② 村松 健 ③ 高崎市旭町 ④ 不動産業	① ㈱G U N ② 佐藤 敏春 ③ 高崎市新保町 ④ 電気通信工事業	

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

群馬

会員企業紹介

有限会社 宏和



代表取締役  
清水 篤志



一、所在地  
高崎市足門町八三八  
TEL 〇二七―三七三―〇二七六  
FAX 〇二七―三八一―五九八九

二、事業概要・会社PR  
当社は、旧群馬地域で地域密着をモットーにガソリンスタンドの運営の他に、工事現場や工場などに軽油

や灯油、潤滑油などの配達業務を柱に営業しています。その他、エネオスでんきの販売や車検などの各種サービスをご用意しております。

三、経営理念  
弊社は、一期一会をモットーにご来店していただいたお客様だけでなく、お会いする一人ひとりの方々との信頼関係を大事にして、地域No.1のサービスと皆さまに頼られるお店づくりをして地域の発展に貢献していきたいと考えております。



箕郷

会員企業紹介

株式会社 高崎工業



代表取締役  
大根原 章友



▲社屋外観

一、所在地  
高崎市箕郷町上芝三四八  
TEL 〇二七―三七一―九六二二

二、事業概要・会社PR  
鉄筋事業部・建築及び土木における鉄筋の加工及び組立工事一式  
建築事業部・店舗等の新築、増改築、リフォーム等の建築工事  
不動産事業部・土地建物の仲介、賃貸借等  
設計事業部・建築設計監理、検査・診断業務



▲施工例【茶室】

三、経営理念  
私たちが創るのは「建物」ではなく「暮らし」です。弊社は昭和45年創業以来鉄筋工事を通じて地域に貢献してまいりました。平成20年に商号を(有)高崎鉄筋工業から(株)高崎工業と改め、建築・設計・不動産などの事業部を新設、地域の暮らしを支えるサービスをワンストップで提供出来る総合建設企業へと成長させて頂きました。

【経営理念】  
従業員と家族の物心両面の幸福を追求すると共に全ての力で社会と人の発展・繁栄に貢献する。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 前橋支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

吉 岡

会員企業紹介

株式会社 ステアトラスト

代表取締役

岡田 正

一、所在地

北群馬郡吉岡町大久保

三〇八一

TEL 〇二七九一二五―八六三一

二、事業概要・会社PR

当社は、業務用コンベヤーを受注生産しています。

現在は、主に食品工場向けの製品を全国各地に納品しています。前橋にて創業後、3年前に吉岡町関越道駒寄IC近くに本社を移転し、活動効率



▲社屋外観



▲作業風景

三、経営理念

社名のステアトラストとは「確固たる信頼」と言う意味の造語。その名に恥じないように「安全・安心・信頼・挑戦・調和」を理念に掲げ、当社にしか出来ない・当社だからこそ出来る工夫を凝らし信頼で繋がる製品作りへと日々邁進して参ります。

榛 東

会員企業紹介

ぐん・せい建商株式会社



代表取締役  
村上恵次

一、所在地

北群馬郡榛東村

広馬場二二〇七一

TEL 〇二七三九三―三三四一

二、事業概要・会社PR

建築、リフォーム、メンテナンス、鍵の修理、網戸の張替、ガラス修理まで行なっております。卸問屋の長年の実績と経験、多くの新築・リフォーム実績を生かしながら、社長をはじめほとんどの社員がリフォーム



▲施工例



▲会社展示場風景

三、経営理念

会社創業以来43年間、社訓である「真心」をモットーに、地元のみなさまの笑顔になれる住まいづくりのお手伝いをしてまいりました。かかりつけのお医者さんのように、住まいのことなら何でも相談できる、いつも身近なぐん・せい建商でありたいと考えております。



企業のために、  
経営者とともに。

T&D  
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

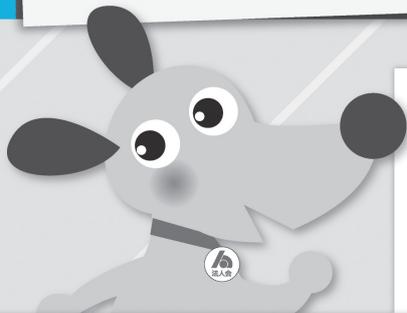
# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表  
(3月31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係  
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(一社)高崎法人会

電話番号等 027-363-4526

URL等 <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

## 『聴くこと』で始まる

## ほどよい人間関係

産業カウンセラー 柏木 勇一

苦手なあの先輩と一緒にあった、  
どうしよう

これは中堅機械メーカーに勤める20代後半のSさんが相談してきた時の最初の言葉です。専門学校を卒業して入社8年。専門は設計です。パソコンのスキルも高く、順調に伸びてきた、と自ら成長を語ってくれました。多分、会社にとって貴重な戦力として期待されていると直観しました。そのSさんでも職場の人間関係の悩みも味わってききました。会社という組織の中で、上司や先輩、さらには先輩との関係で、嫌悪感や怒り、合わないという感覚は、ほとんどの人が経験しているはず。Sさんは、力量を認められて新規工作機械開発のプロジェクトチームの一員になりました。ところがそのチームで、以前から折り合いが悪いと思っていた二年

上の先輩社員と一緒にになりました。

苦手な相手とどう付き合っていくか、これは働く人の永遠の課題かもしれません。いろいろな対処の仕方があります。Sさんにはある対処法を実践してみるように勧めました。それは「相手の話を真剣に聴く」という方法です。ふだん人は相手の話を半分ぐらいしか聞いていないと言われています。ここから一歩踏み出してほしかったのです。

相手の気持ちをくみ取って、  
まず聴くこと

お気づきと思いますが、「聴く」と「聞く」の二つの用語を使っています。大事なのは「聴く」です。耳だけではなく目も合わせて相手の心を聴くのです。聴き終わってからが大事です。相手がどんな気持ちで話をしたのか推測して、それを言葉に出すのです。

Sさんの場合では、例えば先輩が新規開発プランを前の晩ほとんど寝ないで考えた、と語った時は「先輩ですごいですね」と返すように伝えました。少し照れるかもしれないですが、まず実行することです。次に大事なこととして、いきなり反対意見や疑問で返さないことを心がけるように話しました。先輩と考えが違った時、すぐに自分の案を出すのではなく「そのプランにとっても興味があります」と話せば、先輩との関係は悪化しません。

苦手な相手との関係を良くしたいなら、まずその相手の話をじっくり聴くこと。それが相手に寄り添い、相手を受け入れることにつながり、このような聴き方を繰り返すことで、お互いの接し方も徐々に穏やかになります。苦手と感じていたのは自分の思い込みだったと気づけばOK。様々なストレスに上手に対処できる自分になるはず。

嫌な感情は、自分の思い込み、  
自分のこだわりから  
作られている

嫌な人だなと思っても、聴くことで関係性が変わる

こと。その理由は嫌だという感情が自分の思い込みから作られている場合が多いからです。適切でない思い込みは「こうでなければいけない」「こうすべきだ」という考えが強い人にみられます。相手に対して自分の思い込みで否定的な発言をする前に、まずその人の考えを聴き出してみること。そのほんのちよつとの余裕があればいいのです。先輩に対するSさんの態度はどうなつたでしょう。「確かに先輩を褒めるような言葉を出すことにはためらいがありました。高校時代を思い出しました。あまり仲が良くない友人が部活で頑張っていた時に、そこまで練習するなんてすごいな、と話したら、彼は笑ってありがとうと返してきました。それだけで親友になり、どんな努力をしているのか、どんなことをしているのか、どんなことをしているのか、自分がいまいました。ええ、職場でも、その後先輩と自然に会話ができてプロジェクトも順調です」と話してくれました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

# 税理士会

## 税理士会高崎支部による 確定申告期の税務支援事業について

関東信越税理士会  
高崎支部 税理士 羽鳥 幸生

### 税理士と税務支援事業

私たち国民は憲法の定めるところにより等しく納税の義務を負っています。

また、我が国ではいわゆる「申告納税制度」を採用していますので、私たちは自己の所得について自らの計算により申告を行い、自主的に納税をしなければなりません。ところが、そのような納税義務を履行するにあたり、複雑多岐にわたる税務に関する法令を正しく理解し、適正な税務申告を行うことは時として困難を伴い、専門家の助けを必要とすることもあります。

我々税理士は、独立した公正な立場で、納税者の皆様を正しい申告納税に導くための税務の専門家として国家資格を保有しています。が、税務に関する業務は、たとえ無償であっても、税理士資格の無いものがこれを

行うことは法律により禁止されています。社会生活において他に代わるものがないという意味で税理士は「社会公共的な存在」であると言うことができます。

また、納税者の中には、納税義務があるものの、経済的理由から税理士に委嘱することができない方々も存在することから、税理士会では税理士の社会公共的使命に鑑み、そのような方々を援助申し上げる施策として「税務支援事業」を行っており、会則において、税理士は税務支援業務に従事しなければならぬことが規定されています。

### 高崎支部による 確定申告期の 税務支援事業

税理士会高崎支部においても前記の規定に基づき、平成28年分の確定申告について、以下の通り税務支援

事業を実施いたしました。

①税理士事務所における無料申告相談  
各税理士が自らの事務所を会場として、2月15日と23日の両日において無料相談に応じました。

②支部事務局における税務相談  
高崎市問屋町の支部事務局において、2月16日と17日に税務相談所を開設いたしました。

③高崎税務署およびビエント高崎における無料申告相談  
高崎税務署において16日間延べ32名、ビエント高崎において20日間延べ155名の会員が無料相談にあたりました。今回は、税務署の休日開催に協力する形で2月19日と26日の日曜日にも無料相談に応じました。

④国税局が開設する「申告案内コールセンター」における電話相談  
高崎税務署庁舎内に設けられたサテライト会場で17日間延べ58名が確定申告期の電話による申告相談業務に従事いたしました。

⑤各地商工会、青色申告会の決算・申告検討会への派遣  
全25会場、延べ79日間137名の税理士が派遣され、各地で商工会・青色申告会会員の決算や申告相談に応じました。

⑥群馬高崎農協税務協議会のJA組合員に対する申告相談会  
管内の農協15支店において延べ17日間18名の税理士が派遣され、JA組合員の申告相談に応じました。

⑦各金融機関の申告相談会  
民間4金融機関の12本・支店、延べ14会場において、22名の税理士が各金融機関の実施する申告相談会で税務相談に応じました。

⑧税理士会独自会場における無料税務相談  
本年度の新たな取り組み

として、新前橋の中央工科大学デザイン専門学校において、2月25日土曜日に税理士会の独自会場を設け、前橋支部との共催で無料申告相談会を開催いたしました。

このように、高崎支部の税理士は確定申告期においても各方面で幅広く税務支援事業に携わっております。各税理士とも納税者の皆様からの期待に応えるため、社会貢献の一環として強い使命感を持って臨んでいますので、法人会会員の皆様におかれましても今後とも引き続き税理士の税務支援活動へのご理解を賜りますようお願いいたします。

**税理士は  
あなたと企業の  
パートナー**

関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営寸話**

「座右の銘」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 山本 享靖

稀勢の里関が横綱に昇進した。その伝達を受けた時の口上を楽しみにしていたが、発した言葉は「横綱の名に恥じぬよう、精進いたします。」といたく平易なものであった。人柄が推測され、これもまた立派な決意表明であった。

「座右の銘」について思いを馳せた。「常に自分の心にとめておいて、戒めや励ましとする格言。座右の名」と辞書にある。自分の軸をぶらさないという点で常に原点に立ち返って考えられる重要なキーワードとなり、持つていて損はない、持つていてこそありがたみが分かるそんな「座右の銘」。

私もどちらかというところな格言を持ちたがる者である。弱った心を鼓舞し勇気を出して前進しなければならぬ時、どちらに進むか迷った時などお経のように唱えて、自分自身に言い聞かせている。

経営者の方々もそうであるが、私も仕事から税金の話をはじめとして様々な

相談を受けることになり、いわば決断と行動の連続である。そんな時に座右の銘があると心強い味方になってくれる。

ただ、どの場面でも通用するといった万能なものはない。時々の環境に応じて意思決定をすべき判断基準も変わってくるのが世の常だ。そこで、「座右の銘」をいくつか持つていてその場に一番ふさわしく、自分の心に響く言葉を選びその言葉を心として判断し、行動することになる。

一方で「座右の銘」など持つていないという方々も多い。話を聞くと、思いを言葉にするとその思いとは別物になってしまうという。人の感情のツボとはかくのごとく得体が知れない。確かに、時として良いれと思つていてる格言に振り返られ、自分に無力感を感じてしまうという逆の作用をもたらす場合もあり注意を要する。私の部屋でも、ときどき、心に響く言葉が貼られては破られるといった現象が起きる。

話は変わるが、特定の宗教観を持たない私ながら、数年前から市内の禅寺で、週に一度、早朝に座禅を組み読経をしている。そこでいつも思うのだが、お経は「座右の銘」の宝庫である。開経偈が始まり、般若心経、舍利礼文、観世音菩薩普門品偈、参同契と続く。そこには倦まず弛まず修行を続けることの重要性が説かれている。

襲い来る雑念妄想に対し、二念を継がずさらつとやり過ぎし、己の本体に即した行動がとれるように修行を続ける。これは思つた以上に至難の業だ。

所得税の申告期間が終了し、3月決算の申告作業が佳境である。一年間の成果を振り返るとともに、新たな年度を迎えて経営理念を再確認し、「座右の銘」なるぶれない軸を持つて、挑戦し続けていきたいものである。「恐怖突入、成果確認」。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に  
幅広く対応した  
**がん保険。**

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F 法人会グループダイヤル ☎ 0120-876-505



はじめてダック

アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成25年度(インフラランス生命保険統計)

— 法人会 —

新 **生きるための  
がん保険** 7Days

— 法人会 —

新 **生きるための  
がん保険** 7Days

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF 法推 - 2015 - 0036 - 1512019 7月8日

# 消費税の軽減税率制度に関するQ&A

## Q 「軽減税率制度」の概要を教えてください。

### 1 軽減税率軽減税率の対象品目

「軽減税率制度」は、平成31年10月1日以降に行う次の①及び②品目譲渡を対象として実施されます（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を合わせた税率が、軽減率8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）と標準税率10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）の複数税率になります。）。

① 飲食料品（酒類を除く。）

② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

なお、①の飲食料品の譲渡には、いわゆる「外食」や「ケータリング」は含まれません。

また、保税地域から引き取られる飲食料品についても軽減対象課税貨物として軽減税率の対象となります。

### 2 区分記載請求書等保存方式（平成31年10月1日から平成35年9月30日までの帳簿及び請求書等の記載と保存）

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、軽減税率8%と標準税率10%の複数税率になりますので、消費税等の申告等を行うためには、事業者の方に取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」といいます。）を行っていただく必要があります。また、これまでも消費税の仕入税額控除を適用するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件とされてきましたが、今後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

### 3 税額計算の特例

区分経理をすることができない中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。以下同じ。）の方には、売上税額や仕入税額の計算の特例に係る経過措置が設けられています。

### 4 適格請求書等保存方式（平成35年10月1日以降の請求書等及び帳簿の記載と保存）

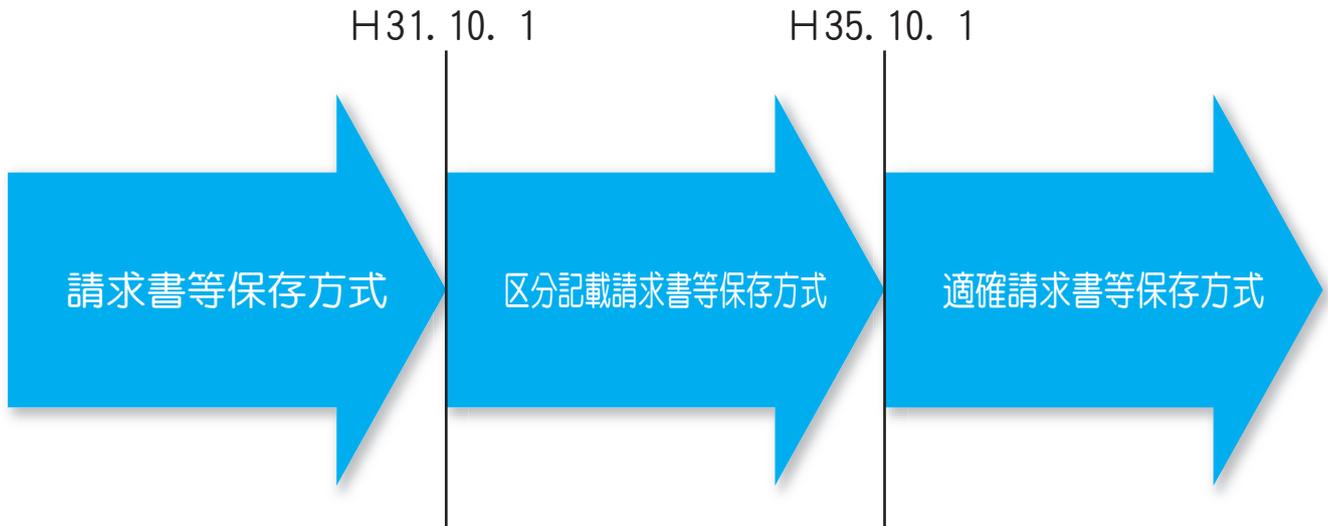
複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成35年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

また、適格請求書発行事業者の登録申請書は、適格請求書等保存方式導入前の平成33年10月1日から提出することが可能です。

※ 免税事業者であっても、課税事業者となることで登録を受けることができます。なお、免税事業者が平成35年10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

《参考》仕入税額控除の方式



**Q 通常、食品や飲料を譲渡する場合、容器や包装を使いますが、これら容器等の取扱いはどのようになりますか。**

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでいう「通常必要なものとして使用される包装材料等」とは、飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器を組み合わせる商品として価格を提示し販売している場合には、その商品は「一体資産」に該当します。

（注） 包装材料等の販売者が、飲料メーカーに販売する缶やペットボトル、また、スーパー等の小売店に販売するトレーは、容器そのものの販売ですので軽減税率は適用されません。

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

## 振替納税を利用されている方へ

平成 28 年分の申告所得税及び復興特別所得税の振替日は

**平成 29 年 4 月 20 日 (木)** です。

平成 28 年分の消費税及び地方消費税の振替日は

**平成 29 年 4 月 25 日 (火)** です。

### 《注意事項》

- 振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落とします。事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
  - 残高不足で振替ができない場合は、納期限（平成28年分申告所得税及び復興特別所得税は平成29年3月15日（水）、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成29年3月31日（金））の翌日から納付日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。
  - 転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。
  - 申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
- ※ 納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

### 電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Tax の開始届出書)を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

詳しくは e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

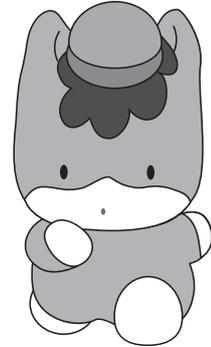
なお、e-Tax の操作に不明な点がある場合には、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (0570-01-5901) へお問い合わせください。

## 群馬県と群馬県内全市町村から 重要なお知らせです

群馬県内全市町村では、**今年度から**、  
個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底します。  
皆様のご理解とご協力をお願いします。

所得税を源泉徴収する義務のある授業主は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税（県民税・市町村民税）を特別徴収していただく義務があります。

前年中に給与の支払いを受けていて、当年4月1日に給与の支払いを受けている従業員については、原則としてアルバイトやパート、役員等を含めて全ての従業員から特別徴収していただく必要があります。



### 【例外として普通徴収することができる場合】

次の理由（普A～普F）に該当する場合、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

- 普A：総従業員数（他の市町村を含む事業者全体の受給者の人数）が2人以下（次の普B～普Fの要件に該当する者を除いた人数）の事業者
- 普B：他の事業者から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）
- 普C：給与が少なく税額が引けない者（年間の給与支給額が93万円以下又は96万5千円※以下）
- 普D：給与が毎月支給されていない者（不定期受給者）
- 普E：個人事業主の親族など、専従者給与が支給されている者
- 普F：休退職者又は給与支払報告等を提出した年の5月31日までの退職予定者

- ・上記の理由に該当するため普通徴収とする場合は、従業員がお住まいの市町村へ「異動届出書」を必ず提出してください。
- ・「普C」の（）内の「年間の給与支払額」は、前橋市、高崎市及び桐生市は96万5千円、それ以外の群馬県内の市町村は93万円となります。群馬県以外の都道府県については、従業員がお住まいの市町村へ確認してください。

### 【退職や休職等があった場合の手続について】

- 特別徴収や休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、従業員がお住まいの市町村へ「異動届出書」を提出してください。

### 【納期の特例について】

- 特別徴収した個人住民税の納期限は月割額を徴収した月の翌月10日（土、日曜日又は祝日の場合は翌営業日）ですが、給与の支払いを受ける全従業員（他の市町村も含む）が常時10人未満の事業者は、申請により市町村長の承認を受けることで、毎月の納入（年12回）から年2回（12月と6月）の納入に変更する「納期の特例」をご利用いただくことができます。
- この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の給与からは毎月徴収してください。

# 高崎法人会 会員証の発行について

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 平成29年度 出席表		一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 平成29年度 出席表	
内容	出席印	内容	出席印
決算税務説明会		税を考える週間 公開講演会	
改正税法普及説明会		地区会・支部 研修会	
本会上期 研修会		地区会・支部 研修会	
本会下期 研修会			
税務署長 講演会			



出席印が5個以上になりましたら事務局までご連絡ください。

## 高崎法人会会員証の配布について

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行しております。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。

また研修会等出席実績表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。

税務説明会、研修会等に出席の際は、受付で出席印を押印いたします。出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を差し上げいたします。

## 会員証の配布時期

この証明書は、毎年度法人だより4月号に同封する形で配布いたしますので、法人名と所在地をご記入いただいた上でご使用ください。

## 会員優待サービス

この会員証をご提示いただくことで、法人会員の会員優待サービスを受ける事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

会員優待サービスをご提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。

ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。

会 員  
募 集 中



一般社団法人高崎法人会 事務局  
TEL : 027-363-4526  
http://www.takasaki-hojinkai.com/

# 表紙説明

## 高崎法人会下期研修会 平野 謙氏 公開講演会

平成29年3月6日、高崎市総合福祉センターにて、群馬ダイヤモンドペガサス監督の平野謙氏による講演会を開催しました。

約140名の来場者を迎え、「わたしの野球人生」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

### 【プロフィール】

愛知県出身、1955年6月20日生まれ。



球歴：犬山高一名古屋商科大一中日ドラゴンズ-西武ライオンズ-千葉ロッテマリーンズ

コーチ歴：千葉ロッテマリーンズ-住友金属鹿島-北海道日本ハムファイターズ-起亜タイガース-中日ドラゴンズ-群馬ダイヤモンドペガサス

## 法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第164号

平成29年4月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
(発行所)一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006  
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576  
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
(企画・編集)広報委員会:委員長 川崎 信行  
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

## 厚生委員会からのお知らせ

### 企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は  
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう  
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

#### 経営者大型総合保障制度

【大同生命保険㈱・A I U損害保険㈱】



万一の労災事故に備えて……

#### アットワーク ハイパー任意労災

【A I U損害保険㈱】

がんや病気などの治療に備えて……

#### 新生きるためのがん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

#### 中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険㈱】

会社の発展のため、  
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

### お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

## ホームページリンク企業募集中!

### 会員企業の皆様の ホームページを 法人会のホームページに リンクさせてください。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、  
次のメールアドレスにお申送ください。

office@takasaki-hojinkai.com

件名：リンク希望

- |      |      |                |
|------|------|----------------|
| 必要事項 | ①法人名 | ②法人名ふりがな       |
|      | ③所在地 | ④電話番号          |
|      | ⑤URL | ⑥PR文章(200文字以内) |

# 「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

## 第1部 税に関すること

### 高崎税務署長賞



ちびっこ消防隊  
坂本 たつ江 (桐生市)

## 第2部 「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

### 高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会長賞 (税理士会高崎支部長賞)



夫婦  
儘田 太郎 (榛東村)

※その他の優秀作品はP.5～7に掲載してあります。

## セミナーDVD

### 法人会会員用 無料レンタルサービス

社内研修会などにご活用ください。

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。  
他では借りられないDVDをぜひご活用ください。  
詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



#### お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、  
もしくは事務局までお問い合わせください。  
HP : <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

## インターネットでセミナー受講

無料

# セミナー

## オンデマンドサービス

利用可能セミナー  
150本以上!!

高崎法人会 検索 クリック!!



ご利用方法

1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
2. ログイン  
初回、利用登録が必要です。  
登録後、IDとパスワードが発行されます
3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。

# 法人だより



平野 謙氏 講演会  
「私の野球人生」

表紙説明はP.26

平成28年度 第12回

「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

《速報版》

平成29年度 税制改正のあらまし

部下の欲求不満と望まれる管理者・リーダー像

『聴くこと』で始まるほどよい人間関係

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉淵地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会